

平成 29 年度 第 1 回青少年愛護審議会愛護部会 次第

日時：平成 29 年 10 月 11 日（水）14:00～

場所：兵庫県民会館 7 階 亀の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 有害興行指定について（報告） | 資料 1 |
| (2) 青少年愛護条例の改正について（協議） | |
| ① JKビジネス営業に対する規制 | 資料 2 |
| ② インターネット上の有害情報等からの青少年の保護 | 資料 3 |
| ③ 青少年愛護条例の改正について（改正骨子案） | 資料 4 |

4 閉 会

（参考資料）

- 兵庫県青少年愛護条例
- 兵庫県青少年愛護条例施行規則
- 兵庫県青少年愛護審議会規則
- 兵庫県青少年愛護審議会運営規程
- 青少年愛護条例のあらまし

平成29年度 青少年愛護審議会愛護部会 名簿

(委員50音順、敬称略)

出欠	氏 名	役 職 名
○	内 海 陽 子	弁護士
	北 村 信 雄	兵庫県PTA協議会専務理事
○	小 石 ま き	生活衛生同業組合兵庫県興行協会理事・事務局長
○	小 林 剛	県立神出学園長、武庫川女子大学大学院名誉教授
○	中 島 良 太	兵庫県書店商業組合理事長
	能 島 裕 介	特定非営利活動法人ブレックコミュニティ理事長
○	野々山 久 也	甲南大学名誉教授
○	林 祝 雄	兵庫県青少年補導委員連合会会長
○	藤 井 康 弘	兵庫県中学校長会副会長
○	矢 橋 康 雄	一般社団法人電気通信事業者協会業務部長

(幹事)

坪 井 麻友美	神戸地方検察庁検事(少年係) (代理) 検事
林 俊 道	兵庫県警察本部生活安全部少年育成課長 (代理) 環境対策係課長補佐
稲 次 一 彦	兵庫県教育委員会事務局義務教育課長 (代理) 副課長
	兵庫県教育委員会事務局高校教育課長 (代理) 副課長
阿 部 浩 士	兵庫県教育委員会事務局人権教育課長 (代理) 主任指導主事兼指導・事業班主幹
日 比 聡	神戸市教育委員会事務局学校教育部学校教育課長

(オブザーバー)

武 久 真 也	兵庫県教育委員会事務局教育企画課長 (代理) 指導主事
坂 本 好 也	公益財団法人兵庫県青少年本部業務執行理事

(事務局)

山 口 最 丈	兵庫県政策創生部長
有 本 方 子	兵庫県企画県民部女性青少年局長
市 村 高 子	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長
吉 村 興 二	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課副課長
松 本 佳 崇	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課青少年指導班長

青少年愛護審議会愛護部会資料

有害興行（映画）の指定

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

青 第 1185 号
平成 29 年 10 月 11 日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

有害興行の指定について（報告）

青少年愛護条例第 25 条第 1 項ただし書の規定に基づき、有害興行を別紙
のとおり指定しましたので、同条例第 25 条第 2 項の規定により報告します。

有害興行の指定状況

区 分	指 定 状 況	指 定 数
		平成28年11月30日～平成29年10月3日
第11条(指定)	興 行 (映 画)	55本

有害興行(映画)の指定一覧表
(平成28年11月30日～平成29年10月3日)

資料1-2

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
1	オーピー映画	映画	こくまるオッパイ かきまぜられた私	平成28年12月27日
2	新東宝映画	映画	ワレメの誘惑 あそこの具合	平成28年12月27日
3	オーピー映画	映画	未亡人下宿？ 谷間も貸します	平成28年12月27日
4	オーピー映画	映画	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦!!	平成28年12月27日
5	オーピー映画	映画	アルティメットマスターベーション しごきの山	平成28年12月27日
6	新東宝映画	映画	私の妻を抱いてください	平成29年1月31日
7	オーピー映画	映画	痴漢電車 マン淫夢ごこち	平成29年1月31日
8	オーピー映画	映画	寸止めスナックめす酒場	平成29年1月31日
9	松竹	映画	マタドール (原題) MATADOR	平成29年1月31日
10	松竹	映画	セクシリア (原題) LABERINTO DE PASIONES	平成29年1月31日
11	新東宝映画	映画	野獣の性欲Ⅱ 淫らに美しく	平成29年2月28日
12	オーピー映画	映画	来訪者 X 痴女遊戯	平成29年2月28日
13	オーピー映画	映画	結婚前夜 やさしく挿れて	平成29年2月28日
14	オーピー映画	映画	ぐしょ濡れ女神は今日もイク!	平成29年2月28日
15	新東宝映画	映画	欲情旅館 したけりゃおいで	平成29年3月28日
16	オーピー映画	映画	大阪お天気娘 半熟美尻コテ返し!	平成29年3月28日
17	伊藤希紗	映画	覚めない夢	平成29年3月28日
18	オーピー映画	映画	性春リバーサイド ふたりにイこう	平成29年2月28日
19	東宝東和	映画	フィフティ・シェイズ・ダーカー (原題) FIFTY SHADES DARKER	平成29年3月28日
20	オーピー映画	映画	レンタル女子大生 肉欲延滞中	平成29年4月28日
21	東映	映画	痴漢女教師	平成29年4月28日
22	新東宝映画	映画	とってもやりたい男と女 背徳の肉体	平成29年4月28日
23	オーピー映画	映画	熟女ヴァージン 揉まれて港町	平成29年4月28日

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
24	東映	映画	残虐SEX恥かしめ	平成29年4月28日
25	オーピー映画	映画	性器の大実験 発電しびれ腰	平成29年4月28日
26	オーピー映画	映画	ハミ尻ダンプ姐さん キンタマ汁、積荷違反	平成29年4月28日
27	オーピー映画	映画	股間の純真 ポロリとつながる	平成29年4月28日
28	新日本映像	映画	おばちゃんの姫事 巨乳妻と変態妻なら?	平成29年4月28日
29	プレシディオ	映画	ドッグ・イート・ドッグ (原題) DOG EAT DOG	平成29年4月28日
30	オーピー映画	映画	揉んで揉乳～む(もんでもにゅ～む) 萌えっ娘魔界へ行く	平成29年5月30日
31	新東宝映画	映画	若妻乱熟 スワップでいきまくり	平成29年5月30日
32	オーピー映画	映画	ももいろ絵本 イッてみよう、ヤッてみよう!	平成29年5月30日
33	オーピー映画	映画	疑心乱交 闇夜にうごめく雌尻	平成29年5月30日
34	オーピー映画	映画	愛憎の嵐 引き裂かれた白下着	平成29年5月30日
35	新日本映像	映画	ニッポン色合戦 初物食いの奥さんたち	平成29年6月27日
36	新日本映像	映画	密室タクシー 汚された聖女たち	平成29年6月27日
37	オーピー映画	映画	W不倫 寝取られ妻と小悪魔娘	平成29年6月27日
38	シンカ	映画	アンダー・ハー・マウス (原題) BELOW HER MOUTH	平成29年6月27日
39	オーピー映画	映画	ほくろの女は夜濡れる	平成29年8月1日
40	オーピー映画	映画	妻たちの宴 不倫痴態	平成29年8月1日
41	新東宝映画	映画	下半身警備 あの名器を守れ	平成29年8月1日
42	オーピー映画	映画	ピンク・ゾーン 地球に落ちてきた裸女	平成29年8月1日
43	新日本映像	映画	ドクター 姫尻にかけて	平成29年8月1日
44	オーピー映画	映画	湯けむり おっばい注意報	平成29年8月1日
45	新日本映像	映画	大阪裏風俗 あんなん、こんなん!	平成29年8月1日
46	オーピー映画	映画	オレとアイツの集金旅行	平成29年8月1日
47	緑鉄	映画	私は絶対許さない	平成29年8月29日

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
48	新東宝映画	映画	喪服の義母 敏感な乳房	平成29年8月29日
49	オーピー映画	映画	日本夜伽話 パコってめでたし	平成29年8月29日
50	オーピー映画	映画	女 ゆうれい 美乳の怨み	平成29年8月29日
51	オーピー映画	映画	絶倫謝肉祭(カーニバル) 奥まで突いて!	平成29年8月29日
52	新東宝映画	映画	熟女6人 しびれる股間	平成29年10月3日
53	新日本映像	映画	牝教師 鬨ってあげる	平成29年10月3日
54	新日本映像	映画	禪熟女 私の秘密、見て下さい。	平成29年10月3日
55	オーピー映画	映画	悶絶上映 銀幕の巨乳	平成29年10月3日

注 番号の○印は、「著しく粗暴性または残忍性を助長するもの」及び、「著しく恐怖心を与えるもの」と認められた事により指定した。

青少年愛護審議会愛護部会資料

JKビジネス営業に対する規制

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

JKビジネス営業(有害役務営業)に対する規制

〈兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課〉

JKビジネスの現状等

○ JKビジネスの現状

- ・女子高生（JK）など、児童の性を売り物にする営業
- ・健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- ・大都市を中心に多彩な形態で出現

○ JKビジネスの種類(警察庁発表資料による分類)

リフレ (接触型)	従業員をして専ら客の身体のマッサージや添い寝、ハンドマッサージ、肩もみ、体を洗う等のサービスや、体を触らせるサービスを提供する形態の営業
散歩 (同伴型)	従業員をして専ら客にデート等のサービスを提供する形態の営業
見学・作業所・撮影 (鑑賞型)	直接又はマジックミラー越しに従業員の姿態を見せるサービスを提供する形態の営業
※愛知県は見学・作業所と撮影を別形態としている	従業員が折り紙やアクセサリー作り等の作業をしている姿態を見せるサービスを提供する形態の営業
	個室又は屋外等において、主に従業員の姿態を撮影させるサービスを提供する形態の営業
コミュ (接待型)	従業員をして会話等のサービスを提供する形態の営業(会話、占い、カウンセリング、ゲーム等及びこれらを複合した営業)
喫茶 (飲食遊興型)	設備を設けて客に飲食をさせる営業で、カウンター席やテーブル席を設置した店内において、飲食物(酒類を含む)等を提供する形態の営業
ガールズ居酒屋	設備を設けて客に飲食させる営業で従業員に水着、下着、制服、体操着等を着用させ、パフォーマンスつきでメニュー注文を受けさせたり、酒肴を運んだ際に客の面前でダンスをさせる等のサービスを提供する形態の営業
ガールズバー	設備を設けて客に飲食させる営業で、カウンター席が設置され、従業員に水着、下着、制服、体操着等を着用させ、カウンター越しに接客して酒類等を提供するショットバー形態の営業

○ 現行法による規制

- ・労働基準法(年少者の使用制限)
深夜労働(午後10時～午前5時)の禁止、時間外労働、休日労働の禁止
- ・風俗営業適正化法(風俗営業、性風俗特殊営業の青少年に関する禁止行為)
18歳未満の者に客の接待をさせること、午後10時～午前6時に18歳未満の者を客に接する業務に従事させることを禁止
18歳未満の者を客として立ち入らせることを禁止
- ・児童福祉法(児童に淫行させる行為の禁止)

※JKビジネス店は、「接待」や「性的サービス」を謳っておらず「マッサージ」や「飲食店」等として営業しているため、風営法上の「風俗営業」「性風俗特殊営業」等に該当せず、労働基準法に違反しない範囲で、18歳未満の就業が可能。

しかし、実際は「裏オプション」等と称して、営業者の了解又は指示の下、性的なサービスが行われたり、児童買春を助長させるなど大きな問題を含んでおり、早急な対策が必要。

	5時～17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時～5時
18歳	JKビジネス稼働可能							
17歳								
16歳	JKビジネス稼働不可							
15歳 4/1～								
15歳 ～3/31								
14歳								
13歳								

○ 県内の状況

- ・県内で、JKビジネスを謳っている店舗は確認されていないが、「添い寝」「お散歩」「耳かき」等の店舗は存在。
- ・大阪では検挙事例もあり、県内への流入の危険性あり。
- ・現状では法令に基づく立入が実施できず、実態の把握が困難。

⇒ 立入権限を含む条例改正が必要

条例改正の方向性(案)

○ 改正の目的 有害な営業からの青少年の保護

○ 規制対象とする営業

※ 店舗型有害役務営業

- ・店舗で、従業員が専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業
【対象となる具体的な営業…リフレ】
- ・店舗で、従業員が専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業
【対象となる具体的な営業…見学、作業所、撮影】
- ・店舗で、従業員が専ら異性客に同伴し、遊興させる営業
【対象となる具体的な営業…コミュ】
- ・飲食店のうち、従業員が客の性的感情を刺激する衣類を着用するもの、又は、青少年が接客することを連想させる広告等を使用若しくは衣類を着用し、かつ従業員に専ら異性客を接客させるもの
【対象となる具体的な営業…喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】

※ 無店舗型有害役務営業

- ・従業員を派遣し、専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業
【対象となる具体的な営業…派遣型リフレ】
- ・従業員を派遣し、専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業
【対象となる具体的な営業…派遣型見学、派遣型撮影】
- ・従業員を派遣し、専ら異性客に同伴し、遊興させる営業
【対象となる具体的な営業…散歩、派遣型コミュ】

いずれについても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業に該当する営業を除く。

○ 有害役務営業の禁止行為

- ・青少年に客に接する業務に従事させること
- ・青少年を営業所に客として立ち入らせること(店舗型)
- ・青少年を客とすること(無店舗型)
- ・青少年に対して客となるように勧誘すること
- ・青少年に対して客に接する業務に従事するよう勧誘すること
- ・青少年に対して広告文書等を配布すること
- ・客となるよう青少年に勧誘させること
- ・客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること
- ・広告文書等を青少年に配布させること

○ 有害役務営業の義務

- ・広告宣伝物への青少年立入禁止の明示
- ・青少年立入禁止掲示(店舗型有害役務営業)
- ・従業員名簿の備付け

○ 違反行為に対する罰則、営業停止命令を規定

○ 青少年がJKビジネスに関わらない社会づくり

全ての人が、青少年が有害役務営業に関わることがないよう指導を講ずる努力義務を規定

○ 有害役務営業の営業所、事務所に対する立入調査を規定

愛知県

○方法 青少年保護育成条例の改正（H27.7.1施行）

○目的 青少年の健全育成を阻害する行為を防止し、青少年を保護する

○対象となる営業の定義等

有害役務営業

- ・JKビジネスの営業形態を包括的に「有害役務営業」と定義
- ・有害役務営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・風営法上の規制営業（風俗営業、性風俗特殊営業等）も対象

【リフレ、散歩、コミュ】
専ら異性の客に対してサービスを提供するもの（衣服の規定は設けず）
※リフレは個室に限る

【撮影、見学クラブ、喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】
対象となる衣服を条例で限定列挙し、その他の対象となる衣服については解釈で示している。

- ・性的好奇心をそそる、水着、制服等
- ・着衣内の下着を客が見ることができるもの

を条例に明記

解釈で、「下着、胸元を大きく開いた衣服、露出が著しく高い、胸部・臀部・陰部を著しく強調した規格のメイド服、下着をのぞき見できるなどの外形・外観等のほか、サービスの態様から判断する」等と示している。

東京都

○方法 特化条例「特定異性接客営業等の規制に関する条例」（警視庁所管）の新設（H29.7.1施行）

○目的 JKビジネスに対する必要な規制、青少年の健全育成を阻害する行為及び青少年の犯罪被害の防止

○対象となる営業の定義等

特定異性接客営業

- ・全てのJKビジネスの形態について「専ら異性を対象」「青少年に関する性的好奇心をそそる」に加え、
 - ・青少年の従業員がいることを明示
 - ・連想させる文字等を使用
 - ・制服（学校教育法上の学校で使用する制服、体操服）を着用のいずれかの条件に該当する営業を「特定異性接客営業」と定義
- ・特定異性接客営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・届出制の採用
 - ・風営法上の規制営業は対象から除く

特定衣類着用飲食店営業

- ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者が、水着、下着を着用することによって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの
- ・届出は必要としない
- ・風営法上の規制営業は対象から除く

青少年の従業員がいることを連想させる文字の例
JK、15歳～18歳、高1～高3、インターハイ、セーラー服、体操服、スクール、テスト、ブルマ、学園、教室、生徒、先生、部活 等

神奈川県（現在検討中・パブリックコメント終了）

○方法 青少年保護育成条例の改正

○目的 青少年を取巻く社会環境の整備の促進、健全育成を阻害する行為の防止、青少年の健全育成

○対象となる営業の定義等

有害役務営業

- ・JKビジネスの営業形態を包括的に「有害役務営業」と定義
- ・有害役務営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・風営法上の規制営業を対象とするかは不明

【リフレ、散歩、コミュ】
専ら異性客に対してサービスを提供するもの

【撮影、見学クラブ】
専ら異性の客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せるもの

【喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】
飲食店のうち、従業員が客の性的好奇心を刺激する衣類を着用するもの、又は、青少年が接客することを連想させる広告等を使用若しくは衣類を着用し、かつ従業員に専ら異性客を接客させるもの

※衣類の限定方法、罰則については検討中

禁止行為、義務及び罰則

	愛知県青少年保護育成条例	東京都特定異性接客営業等の規制に関する条例	
禁止行為	青少年に客に接する業務に従事させること	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役
	青少年を営業所に客として立ち入らせること（店舗型）	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役
	青少年を客とすること（無店舗型）	罰則なし	罰則なし
	青少年に客に接する業務に従事するよう勧誘すること	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
	青少年に客となるよう勧誘すること		30万円以下の罰金
	青少年に客に接する業務に従事するよう勧誘させること		30万円以下の罰金
	青少年に客となるよう勧誘させること		30万円以下の罰金
	青少年への広告文書等（ビラ）を配布すること	30万円以下の罰金	罰則なし
青少年に広告文書等（ビラ）を配布させること		罰則なし	
義務	従業員名簿備付け義務違反	30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
	広告宣伝物への青少年立入禁止の明示義務違反	罰則なし	
	青少年立入禁止掲示義務違反	罰則なし	
	届出義務違反		30万円以下の罰金
営業停止命令	知事による営業停止命令違反（愛知県）	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
	公安委員会命令違反（東京都）		
その他	報告・立入調査	10万円以下の罰金	20万円以下の罰金
	年齢知情	免除なし（過失がない場合を除く）	免除なし（過失がない場合を除く）

JKビジネス関連検挙状況

1 大阪府警の検挙状況（大阪府警発表）

（1）元風俗店経営者等による児童福祉法違反事件（平成 29 年）

女子高校生による観光案内を装った風俗店に児童（当時 17 歳）を雇い入れ、男性客に引き合わせてみだらな行為をさせた元風俗店経営者と元従業員を児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙。

また、同店の経営を引き継いだ元営業者と元従業員を、別の児童（当時 17 歳）を男性客に引き合わせてみだらな行為をさせたとして児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙。

（2）飲食店従業員による労働基準法違反事件（平成 29 年）

ガールズバーで児童（当時 14 歳）を働かせ、客引き行為をさせるなどした飲食店従業員を労働基準法違反（最低年齢）で検挙。

ガールズバーで児童（当時 15 歳）を働かせ、深夜に客引き等の業務に従事させるなどした飲食店経営者等の男性 6 人を労働基準法違反（深夜業）で検挙。

（3）風俗店経営者等による児童福祉法違反等事件（平成 28 年）

学生によるカウンセリング店を装った風俗店を経営し、雇い入れた児童（当時 17 歳）を男性客に引き合わせ、みだらな行為をさせた風俗店経営者等 2 人を児童福祉法違反（淫行させる行為）等で検挙。

（4）元経営者男性らによる児童福祉法違反等事件（平成 26 年）

通称「JKリフレ店」において、女子高校生に対し男性客を引き合わせ、みだらな行為を行わせた元経営者の男性らを児童福祉法違反（淫行させる行為）、売春防止法違反（周旋等）及び児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春周旋）で検挙。

2 その他の都道府県の昨今の検挙状況（警察庁発表）

（1）JKビジネス店店長による児童福祉法違反事件（警視庁）

平成 28 年 12 月、JKビジネス店店長としての立場を利用し、従業員として雇用していた女子高校生（当時 16 歳）に、同店内で自己を相手にわいせつな行為をさせた男性を児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙。

（2）マッサージ店元経営者らによる児童福祉法違反事件（神奈川）

平成 28 年 8 月、女子小学生（当時 12 歳）をマッサージ嬢として雇用し、出勤中の外出を禁止して下着姿で男性客にマッサージをさせたとして、マッサージ店元経営者の男性らを児童福祉法違反（有害支配）で検挙。

青少年愛護審議会愛護部会資料

インターネット上の有害情報等からの青少年の保護
(青少年インターネット環境整備法改正に伴う対応)

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

青少年愛護条例(H21. 7. 1~)

○ 携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧措置(第24条の4)

【保護者の義務】

- 原則フィルタリング利用義務
(正当な理由がある場合は、利用しない旨の申出が可能)
- フィルタリングを利用しない旨の申出をするときは、規則で定められた理由を記載した書面を事業者に提出する義務

「規則で定める正当な理由」(青少年愛護条例施行規則第12条第1項)

- ① 青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで業務に著しい支障を生ずる
- ② 青少年が障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリング・サービスを利用することで日常生活に著しい支障を生ずる
- ③ 保護者が、利用状況を閲覧すること等により、青少年が有害情報を閲覧することがないようにする

【事業者の義務】

- フィルタリング説明義務、説明書交付義務
- 保護者から提出を受けた申出書の保存義務

「規則で定める説明内容」(施行規則第14条第1項)

- ① 携帯電話接続業務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること
- ② 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること
- ③ 事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
- ④ 保護者が、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合は、正当な理由が必要であること

【勧告・公表規定等】

- 知事は、フィルタリング・サービスを利用しない契約をした保護者に対し、インターネットの利用が適切に行われているか、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
- 知事は、事業者が規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 知事は、事業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

青少年インターネット環境整備法(H29. 6. 23公布)

○ 改正の概要

法制定当時(平成20年)には想定していなかったツール(スマートフォン、アプリ、公衆無線LANなど)の出現により、フィルタリング利用率が低下したことにより、新たなツールに対応した法改正が必要となった。

「携帯電話インターネット接続業務」の定義の変更

「携帯電話」だけでなく、携帯電話回線を利用するスマートフォン、タブレット等が含まれることを明確化

事業者とその代理店に「フィルタリング説明」等の義務を新設

携帯電話インターネット接続業務提供事業者とその契約代理店に、
・ 青少年確認 ・ フィルタリング説明 ・ フィルタリング有効化措置を義務化

フィルタリングに関する説明内容は、
・ 青少年有害情報を閲覧するおそれ
・ フィルタリング(フィルタリング有効化措置)の必要性・内容 の2点

※フィルタリング有効化措置義務は、携帯電話回線と併せて販売される携帯電話端末等
※フィルタリング有効化措置は、フィルタリングウェアのインストール・設定(アプリの機能制限に関するOSの設定を含む)等
※フィルタリング有効化措置は、保護者が希望しない場合は除く

製造事業者のフィルタリング容易化措置義務の対象機器を拡大

インターネット接続機器製造事業者のフィルタリングソフトウェアのプリンストール等のフィルタリング利用容易化措置義務の対象機器に、携帯電話・PHSを追加。

OS開発事業者の努力義務の新設

OS開発事業者に、フィルタリング利用の容易化措置が円滑に講ぜられるようにOSを開発することを義務化

条例改正(規則を含む)の方向性

法改正を受けた条例改正

○ 規制の対象の明確化

改正法では、義務の対象が携帯電話事業者だけでなく、その契約代理店にも広げられることに伴い、条例上の義務も同様に拡大。
⇒契約代理店の義務も明確になり、指導、立入が実施しやすくなる。

○ フィルタリング説明事項の調整

改正法で、携帯電話事業者及び契約代理店に課されるフィルタリング説明義務の内容が、条例施行規則に定める説明内容と重複する。

※改正法の説明義務内容
・ 有害情報閲覧のおそれ ・ フィルタリングの必要性・内容 の2点
⇒本県条例施行規則で定めた説明内容の①、③と重複するが、これらについては、法律の該当条項を条例に記載し、重複しない②、④と共に条例でも説明を求める。

○ フィルタリング有効化措置を希望しない場合の正当な理由及びその申出書に関する規定を新設

改正法では、事業者及び契約代理店に、「フィルタリング有効化措置」が義務付けられるが、「保護者が希望しない場合を除く」旨の除外規定あり。
⇒フィルタリング有効化措置を保護者が安易に「希望しない」とすることがないよう対策が必要
⇒保護者が、フィルタリング有効化措置を希望しない「正当な理由」の検討
「保護者が、フィルタリングに関する十分な知識を有しており、自ら設定が可能」が唯一考えられる理由
⇒保護者の申出書の提出、事業者の申出書の保存を義務付け

課題を受けた条例改正

○ フィルタリング説明事項に「ルールづくりの必要性」を追加(全国初)

ネット依存や、ネットを通じた犯罪被害から青少年を守るためには、ネット利用のルールづくりが不可欠であるが、ルールづくりを浸透させるため、契約時の説明事項に追加。

問題点・現状

○ MVNO(いわゆる格安スマホ)対策

現行法令では、MVNOが規制の対象となる明確な根拠がなく、MVNOに対する調査・指導等は実施していない。
しかし、MVNOはシェアを拡大し、県内に販売店も確認しており、早急な対策が必要。

○ 販売店の取組姿勢に差がある

本県では、携帯電話契約時のフィルタリング利用率調査を実施しているが、販売店によって、利用率に大きな差があり、販売店に対する調査・指導が必須。

○ 保護者対策

保護者が、インターネットの危険性を把握しておらず、契約の際、子供の希望により安易にフィルタリング機能の解除を申し出るケースが多い。
保護者の意識向上に向けた取組が必須。

○ 基準(ルール)づくりの浸透

平成28年4月、条例を改正し、青少年のインターネット利用に関するルールづくりを、県内全ての人の努力義務として取組んでいるが、昨年も、ネット依存傾向にある青少年の割合が増加するなど、まだまだ浸透していない。

問題点の解決策

携帯電話インターネット接続業務の定義が見直され、MVNOも法規制の対象となることが明確化。
法律の定義を引用している条例においても、MVNOが規制の対象となり、指導・立入が可能となる。

改正法により、携帯電話事業者だけでなく、契約代理店の義務が明確化されることから、今後、販売店に対する調査・指導を強化する。

改正法で新設されるフィルタリング有効化措置についても、保護者が希望しない場合は除外される規定があり、保護者による管理を法令での強制することは困難。引き続き、県民運動等で保護者対策を継続していく必要あり。

ルールづくり浸透のための県民運動の展開を引き続き強化するとともに、契約時の説明事項に「ルールづくりの必要性」を追加する。

今後の課題

○ 携帯電話回線を使用しない機器への対応

ネット問題の低年齢化が問題となっているが、低年齢層の青少年が使用する機器は、ゲーム機等、携帯電話回線を使用せずに、インターネットに接続できるものが多い。
しかし、今回の改正法で、フィルタリングの説明義務や有効化措置義務が課せられるのは、携帯電話回線を使用するものに限られており、携帯電話回線を使用しないゲーム機や音楽プレーヤー、タブレット(Wi-Fiモデル)等には、フィルタリングの説明義務や有効化措置義務は及ばない。

○ 端末とSIMを別に契約するケースへの対応

事業者のフィルタリング有効化措置義務は、携帯電話回線と端末とを併せて販売する場合に限られており、端末とSIMを別に契約する場合には及ばない。
今後、こういった販売形態が増加すると考えられるが、現状では対応が追いついていない。

○ インターネット上で携帯電話等を契約するケースへの対応

MVNOの場合、インターネット上で携帯電話を販売するケースも多いが、そういった場合は調査・指導は事実上困難。

青少年愛護審議会愛護部会資料

青少年愛護条例の改正について（改正骨子案）

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

青少年愛護条例の改正について（改正骨子案）

1 改正の必要性

（1）JKビジネス営業に係る青少年^{※1}の被害の未然防止

「女子高校生」を商品化し、青少年に性的感情を刺激する衣類を着用させるなどしてサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」については、従事する青少年が客に対して小遣い、援助交際などを目当てに水面下でわいせつな行為を持ちかける、客が従業員の青少年に対してわいせつな行為を働くなど、青少年の健全な育成の阻害を誘発する場となっているとの指摘があります。

また、営業者の了解・指示の下、客に対してわいせつな行為を青少年に行わせる事件も実際に発生しており、大阪府では、女子高校生による観光案内を装い、青少年を客に引き合わせてみだらな行為をさせたとして経営者等が摘発されるなど、問題が深刻化していますが、兵庫県内でも、添い寝、散歩、耳かき等の営業を確認しており、同様の被害の発生が懸念されます。

一方で近年、愛知県、東京都などでJKビジネスを規制する条例の制定が進んでいることから、規制を逃れて本県に流入するおそれも考えられます。

こうした営業は、接待や性的サービスを謳っていないため、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律では規制の対象とされず、現在の法令上は、労働基準法に違反しない範囲^{※2}であれば青少年の雇用等が可能となっており、青少年の被害の未然防止のためにも、早急に規制の対象としていく必要が生じています。

※1 青少年愛護条例上、青少年とは18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の能力を有する者を除く。）と規定しています。

※2 労働基準法により、15歳に達した日以後の最初の3月31日を終了していない者の雇用や、午後10時から午前5時までの間の年少者（18歳未満の者）の雇用は原則禁止されています。

（2）青少年のインターネット利用の急激な変化への対応

スマートフォンや公衆無線LAN経由のインターネットの利用が急速に普及するなど、青少年によるインターネットの利用の状況は大きく変化しており、フィルタリングの利用率の低下を招くとともに、SNS等の利用に起因した児童ポルノ、児童買春など青少年の性犯罪被害を招く一因となっています。

こうした状況に対応し、フィルタリングの利用促進等を図るため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律（以下青少年インターネット環境整備法という）が改正^{※3}され、本年6月23日に公布されました。

本県青少年愛護条例においても、インターネット上の有害情報等から青少年を保護するため、保護者及び事業者、県民に対する義務等を規定していますが、今回の法改正の内容を踏まえるとともに、青少年のインターネット利用に関するルールづくりを更に浸透させるために条例を改正する必要が生じています。

※3 法改正の主な内容

携帯電話事業者とその代理店に対し、以下の3点を新たに義務化

- (1) 契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年かどうか確認すること
- (2) 契約時に、保護者又は青少年に対し以下の事項を説明すること
 - ① 携帯電話等を使用して青少年が有害情報を閲覧するおそれがあること
 - ② フィルタリングの必要性・内容
- (3) 契約時に、青少年有害情報フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトのインストール、設定（アプリの機能制限に関するOSの設定を含む）等を行います。）を行うこと（保護者が希望しない旨の申出をした場合を除く）

2 改正の検討内容

青少年愛護条例が定める「協働による青少年の健全な育成と保護」の考え方にに基づき、近年の社会状況の変化を踏まえて、保護者、事業者、県民それぞれの取組を更に実効あるものとするため、必要な条例改正を行います。

(1) JKビジネス営業（有害役務営業）に対する規制

① 規制対象とする営業

ア 店舗型有害役務営業

- (ア) 店舗で、従業員が専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業
【対象となる具体的な営業…リフレ】
- (イ) 店舗で、従業員が専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業
【対象となる具体的な営業…見学、作業所、撮影】
- (ウ) 店舗で、従業員が専ら異性客に同伴し、遊興させる営業
【対象となる具体的な営業…コミュニケーション】
- (エ) 飲食店のうち、従業員が客の性的感情を刺激する衣類を着用するもの、又は、青少年が接客することを連想させる広告等を使用若しくは衣類を着用し、かつ従業員に専ら異性客を接客させるもの
【対象となる具体的な営業…喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】

イ 無店舗型有害役務営業

- (ア) 従業員を派遣し、専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業
【対象となる具体的な営業…派遣型リフレ】
- (イ) 従業員を派遣し、専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業
【対象となる具体的な営業…派遣型見学、派遣型撮影】
- (ウ) 従業員を派遣し、専ら異性客に同伴し、遊興させる営業
【対象となる具体的な営業…散歩、派遣型コミュニケーション】

※ いずれについても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業に該当する営業を除きます。

② 有害役務営業の禁止行為

有害役務営業を営む者等に対し、以下の禁止行為を規定します。

- ア 青少年に客に接する業務に従事させること
- イ 青少年を営業所に客として立ち入らせること（店舗型有害役務営業）
- ウ 青少年を客とすること（無店舗型有害役務営業）
- エ 青少年に対して客となるように勧誘すること
- オ 青少年に対して客に接する業務に従事するよう勧誘すること
- カ 青少年に対して広告文書等を配布すること
- キ 客となるよう青少年に勧誘させること
- ク 客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること
- ケ 広告文書等を青少年に配布させること

③ 有害役務営業を営む者の義務

有害役務営業を営む者に対し、以下の義務を規定します。

- ア 広告宣伝物への青少年立入禁止の明示
- イ 青少年立入禁止の掲示（店舗型有害役務営業）
- ウ 従業員名簿の備付け

④ 有害役務営業の営業停止命令等

有害役務営業を営む者等が本条例に違反した場合、知事は、6箇月以内の営業の停止を命ずることができることを規定します。

⑤ 罰則

有害役務営業を営む者等が②の禁止行為、③の義務に違反した場合には、罰則を適用することを規定します。

※ 罰則には、懲役、罰金、科料があり、義務違反の程度に応じて量刑を定めます。

⑥ 立入調査

有害役務営業を営む者等が条例の規定を遵守しているかどうかを確認するため、知事等は営業時間内に立入調査ができることを規定します。

(2) インターネット上の有害情報等への対応の強化

① 携帯電話事業者等に対する義務

ア 携帯電話事業者に対する条例規定義務の対象を代理店にも拡大

条例に規定しているフィルタリング説明義務等の対象を、携帯電話事業者だけでなく、契約の媒介、取り次ぎ若しくは代理を行う代理店にも拡大します。

イ 契約時の説明事項の見直し

青少年が契約締結者、使用者となる携帯電話端末等の契約の際の説明事項に、「青少年のインターネット利用に関する基準（ルール）づくりの必要性」に関する説明を追加するなどの見直しを行います。説明事項は以下のとおりです。

- ・ 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性があること※4
- ・ 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容※4
- ・ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること
- ・ 保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービス及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない申出をする場合には、正当な理由が必要であること
- ・ 青少年のインターネット利用に関する基準（ルール）づくりの必要性

※4 改正される青少年インターネット環境整備法に規定されています。

ウ 契約時に保護者から提出を受けた青少年有害情報フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出書の保存を義務化

青少年が契約締結者、使用者となる携帯電話端末等によるインターネット接続役務提供の契約の申込みに関して、保護者から青少年有害情報フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出書の提出を受けた場合、当該申出書を契約期間中保存しなければならないことを規定します。

② 保護者に対する義務

ア 正当な理由のない限り青少年有害情報フィルタリング有効化措置の利用を義務化

青少年が契約締結者、使用者となる携帯電話端末等によるインターネット接続役務の提供を受ける場合は、保護者がフィルタリングに関する十分な知識を有し、自ら設定が可能な場合を除き、携帯電話事業者等による青少年有害情報フィルタリング有効化措置設定のサービスを受ける義務を規定します。

また、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない場合は、携帯電話事業者等にその理由を記載した申出書を提出しなければならないことを規定します。

③ 電磁的方法による申出書の提出、説明書の交付等に関する規定の新設

契約の電子化に対応するため、保護者が事業者に提出する申出書及び事業者が保護者に交付する説明書について、電磁的方法によるものについても可能とすることを規定します。

3 今後の予定

改正条例案については、12月県議会に上程する予定です。

青少年愛護条例

(昭和38年3月31日兵庫県条例第17号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 協働による青少年の健全な育成と保護（第8条・第9条）
- 第3章 優良興行及び優良図書類の推奨（第10条）
- 第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限（第11条－第19条）
- 第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等（第20条－第24条）
- 第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護（第24条の2－第24条の6）
- 第6章 雑則（第25条－第29条）
- 第7章 罰則（第30条－第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (5) がん具類等 がん具類又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。
 - ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
 - イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
 - ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護（以下「青少年の健全な育成と保護」という。）に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 協働による青少年の健全な育成と保護

(協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備)

第8条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。
- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるがん具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。

- (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。

- (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第3章 優良興行及び優良図書類の推奨

第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限

(有害興行の観覧の禁止)

第11条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとって有害な興行（以下「有害興行」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を要する場合には、当該興行を行う興行場を経営する者又は当該興行を主催する者（以下「興行者」という。）に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。
- 3 第1項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でないと認めた興行は、有害興行とする。
- 4 第2項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。
- 5 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行又は第3項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書類及び有害がん具類等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類（以下「有害図書類」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
- (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
- (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであつて、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
- (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類
- (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

- 3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。
- 4 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を青少年にとって有害ながん具類等（以下「有害がん具類等」という。）として指定することができる。
- 5 前項の規定による指定を受けたがん具類等のほか、次の各号のいずれかに該当するがん具類等は、有害がん具類等とする。
 - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有するがん具類を含む。）
 - (3) 下着の形状をしたがん具類
- 6 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

（有害図書類の陳列の制限）

- 第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するときは、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。
 - 3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

（自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出等）

- 第12条の3 図書類又はがん具類等の販売を業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 自動販売機の設置場所
 - (3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

（自動販売機管理者の設置）

- 第12条の4 自販機販売届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければな

らない。

- 2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町（神戸市の区域に設置された場合にあっては、区。以下この項において同じ。）の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

（自動販売機への収納の禁止等）

第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 自動販売機による図書類又はがん具類等の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又はがん具類等が有害図書類又は有害がん具類等に該当することとなったときは、直ちに当該図書類又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。
- 3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当するがん具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (6) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

（適用除外）

第12条の6 前3条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であって、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

（有害広告物の制限）

第13条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

（質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止）

第14条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）又は古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（第21条の2の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは有価証券を質に取って金銭を貸し付け、物品を買い受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

（指定遊技営業等の場所への立入禁止）

第15条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (1) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
 - (2) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
 - (3) 遊技営業等を営む者（以下「遊技営業等営業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもって当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。
 - 3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあった旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
 - 4 知事は、第1項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

（深夜遊技営業等の場所への立入禁止）

- 第15条の2 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- (1) 第2条第7号アに掲げる遊技営業等のうち、個室（前条第1項第1号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。）を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
 - (2) 第2条第7号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
 - (3) 第2条第7号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業
- 2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

（利用カード等に係る禁止行為）

- 第16条 風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務（以下「電話異性紹介役務」という。）の数量に応ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品（以下「利用カード等」という。）を販売する者は、利用カード等を自動販売機に収納してはならない。
- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
 - 3 何人も、青少年に利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
 - 4 第12条の6の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

第17条から第19条まで 削除

第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

（入れ墨を施す行為等の禁止）

- 第20条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

（みだらな性行為等の禁止）

- 第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(使用済み下着等の買受け等の禁止)

第21条の2 何人も、青少年から使用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液、ふん尿若しくは体毛をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。）を買受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

(場所の提供及びその周旋の禁止)

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) 入れ墨を施す行為
 - (2) みだらな性行為又はわいせつな行為
 - (3) 使用済み下着等を買受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
 - (4) 暴行
 - (5) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
 - (6) 医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの（以下「指定医薬品等」という。）を不健全な目的に使用する行為
 - (7) 喫煙又は飲酒
- 2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知ったときは、直ちに、その提供を中止しなければならない。

(指定医薬品等の譲渡等の禁止)

第23条 何人も、前条第1項第6号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知って、指定医薬品等を譲渡し、交付し、又は周旋してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前条第1項第6号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所（以下「住所等」という。）から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないようにしなければならない。

- 2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)

- 第24条の3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリング・サービス（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによって有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。）の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。
- 2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供しよう努めなければならない。

(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)

- 第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる。
- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならない。
 - 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 4 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。
 - 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調

査をすることができる。

- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
- (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(県の施策)

第24条の6 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(審議会への諮問)

第25条 知事は、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(推奨等の要請)

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条又は第15条第1項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもってしなければならない。

(教育委員会等の要請に基づく勧告)

第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあっては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあっては当該学校の設置者から要請があったときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
- (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
- (3) 第13条の広告物を掲示している場所
- (4) 質屋又は古物商の営業の場所
- (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
- (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
- (7) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (8) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所

2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補則)

第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第21条第1項の規定に違反した者

2 第22条第1項(同項第1号又は第2号に係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の2の規定に違反する行為を業として行った者
- (2) 第22条第1項(同項第3号から第7号までに係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。)の規定に違反した者
- (3) 第23条第1項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者
- (2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
- (3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者
- (4) 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者(この条第3項に規定する者を除く。)
- (5) 第13条の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者
- (7) 第15条の2第1項の規定に違反した者

- (8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
 - (9) 第21条第2項の規定に違反した者
 - (10) 第21条の2の規定に違反した者（前項第1号に掲げる者を除く。）
 - (11) 第23条第2項の規定に違反した者
 - (12) 第24条第2項の規定に違反した者
- 6 第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第14条の規定に違反した者
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。
- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者
 - (3) 第12条の3第3項の規定に違反した者
 - (4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 青少年愛護条例（昭和33年兵庫県条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により知事が行なった推奨、指定、命令その他の処分であつて現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により知事が行なった処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧条例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条又は第13条第1項の規定により、知事に対してなされている要請は、この条例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和40年7月1日条例第33号)

この条例は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則 (昭和42年10月13日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和43年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月30日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和48年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月20日条例第35号抄)

(施行期日)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日条例第11号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日条例第4号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月11日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年10月9日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の条例第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関設置条例の一部改正)

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、有害図書類等の指定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、テレホンクラブ等営業の停止命令、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

第1条第2項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則（平成10年12月21日条例第47号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月8日条例第44号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日〔平成11年11月1日〕から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の条例第12条の2第1項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成11年兵庫県条例第55号）の施行の日から3月以内に」とする。

4 この条例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間は、改正後の条例第12条の4の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から2年間は、改正後の条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販売機については、施行日から3月間は、改正後の条例第17条の2第1項の規定は、適用しない。

7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第17条の2第2項に規定する機器については、施行日から3月間は、同項の規定は、適用しない。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第7号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 4 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害図書類等の指定」の右に「、有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「、テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。
附 則(平成13年12月20日条例第58号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。
附 則(平成17年12月21日条例第77号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機によりがん具類等を販売している者については、改正後の条例第12条の3第1項に規定する図書类等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例(平成17年兵庫県条例第77号)の施行の日から起算して3月以内に」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 5 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害興行の指定及びその取消し」の右に「、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を「有害図書类等とする図書类等」に改め、「規則の制定」の右に「、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。
附 則(平成18年3月24日条例第24号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年(中略)10月1日から施行する。
附 則(平成21年3月23日条例第5号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第24条の4」を「第24条の5」に改める部分に限る。)、第24条の2及び第24条の3の改正規定、第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に1条を加える改正規定、第25条第1項の改正規定(「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加える部分に限る。)並びに第28条第1項に3号を加える改正規定(同項第8号及び第9号に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第17条第1項に規定する者とみなし

て、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第5号）の施行の日から起算して1月以内」とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第18条第1項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から1月間は、改正後の条例第19条第1項第6号の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

附 則（平成22年10月7日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
(出会い喫茶等営業の停止命令等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月7日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成28年3月23日条例第21号）
(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

青少年愛護条例施行規則

(昭和38年3月31日兵庫県規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(有害興行に係る告示の内容)

第2条 条例第11条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (1) 有害興行の告示 指定する興行の種別及び題名又は内容
- (2) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(有害興行を行う場合の掲示)

第3条 条例第11条第5項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。

(指定によらない有害図書類の要件)

第3条の2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画は、次の各号のいずれかに該当する卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 男女間の愛ぶの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 性交又はこれを連想させる性行為
 - イ 同性間の性行為
 - ウ ごうかんその他のりょう辱行為
 - エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める数は、20ページ(表紙を含む。以下同じ。)又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1に相当する数とする。

3 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める場面は、第1項各号に掲げる卑わいな姿態等を描写する場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

4 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める時間は、3分とする。

(指定によらない有害がん具類等の要件)

第3条の3 条例第12条第5項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当する形状、構造又は機能とする。

- (1) 性器の形状又はこれに類似する形状
- (2) 性器を包み込み、性器若しくはこう門に挿入し、又は性器に装着する構造
- (3) 専ら変態性欲に基づく性交又はこれに類する性行為の用に供する機能

(有害図書類又は有害がん具類等に係る告示の内容)

第4条 条例第12条第7項の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (1) 有害図書類の告示 指定する図書類の種別及び名称
- (2) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 有害がん具類等の告示 指定するがん具類等の品名及び形状

(有害図書類の陳列の方法)

第4条の2 条例第12条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの措置を講じ、かつ、当該営業の場所の外から有害図書類を容易に見通すことのできない措置を講ずることとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類以外の物品を陳列する棚その他の物の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) 有害図書類を陳列しようとする各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書類を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (5) 前各号に掲げる方法により陳列することが困難な場合は、有害図書類を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書類を陳列する場合の掲示)

第4条の3 条例第12条の2第3項の規定による掲示は、様式第1号の2によるものとする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を必要としない場所)

第5条 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める場所は、自動販売機により図書類又はがん具類等の販売をしようとする図書類等販売業者が経営する店舗及びその店頭とする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出)

第6条 条例第12条の3第1項の規定による届出は、自販機図書類等販売開始届（様式第2号）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には同項の届出をしようとする者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）を添付しなければならない。ただし、当該者が県内に住所を有する個人であるときは、この限りでない。
- 3 条例第12条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 収納する図書類又はがん具類等の種類
 - (2) 自動販売機管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (3) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (4) 自動販売機の型式及び製造番号
 - (5) 販売開始年月日

- 4 条例第12条の3第2項の規定による届出は、自動販売機の使用の廃止に係るものにあつては自販機図書類等販売廃止届（様式第3号）、自販機図書類等販売開始届に記載した事項の変更に係るものにあつては自販機図書類等販売開始届出事項変更届（様式第4号）により行わなければならない。
- 5 第2項の規定は、第1項の届出をした者の氏名又は住所の変更に係る前項の届出を行う場合について準用する。

（自販機図書類等販売届出済票）

- 第7条 知事は、条例第12条の3第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による届出（同条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をした者に対し、自販機図書類等販売届出済票（様式第5号）を交付するものとする。
- 2 自販機販売届出者は、前項の自販機図書類等販売届出済票を当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にはり付けなければならない。

（青少年の利用に供される施設）

- 第7条の2 条例第12条の5第3項第7号に規定する規則で定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置された児童相談所とする。

（適用が除外される自動販売機に講じられる措置）

- 第8条 条例第12条の6に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。
- (1) 常時青少年の立入りが禁じられている場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置
 - (2) 前号以外の青少年立入禁止場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置及び青少年の立入りが認められる時間内には図書類又はがん具類等の購入ができない措置

（指定遊技営業等の場所における掲示）

- 第9条 条例第15条第3項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。

（深夜遊技営業等の場所における掲示）

- 第9条の2 条例第15条の2第2項の規定による掲示は、様式第6号の2によるものとする。

（指定医薬品等の指定）

- 第10条 条例第22条第1項第6号の規定による指定は、指定する医薬品その他のものの種別又は含有成分及び指定の理由を明示して、告示により行うものとする。

（端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置の方法）

- 第11条 条例第24条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次のとおりとする。
- (1) 端末設備の利用者の年齢を確認すること。ただし、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより、すべての端末設備について、有害情報の閲覧を制限する措置を講ずる場合は、この限りでない。
 - (2) 青少年の利用に供する端末設備には、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより有害情報の閲覧を制限する措置を講ずること。
 - (3) 端末設備を公衆の利用に供する営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。

(フィルタリング・サービスを利用しない正当な理由)

第12条 条例第24条の4第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (3) 保護者が、電気通信事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が告示により指定する理由
- 2 知事は、前項第4号の規定による指定をしようとするときは、青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項の指定をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書)

第13条 条例第24条の4第2項の書面は、様式第11号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が説明すべき事項)

第14条 条例第24条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること。
 - (2) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。
 - (3) 当該電気通信事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
 - (4) 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第24条の4第1項に規定する正当な理由が必要であること。
- 2 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査証明書)

第15条 条例第28条第2項の証明書は、様式第12号によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧規則の廃止)
- 2 青少年愛護条例施行規則（昭和33年兵庫県規則第42号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされている掲示については、なお従前の様式によることができる。

附 則（昭和42年11月24日規則第66号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和47年4月25日規則第33号)

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成8年12月19日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成11年12月28日規則第89号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成12年3月8日規則第9号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成16年6月30日規則第59号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月3日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、青少年愛護条例施行規則第11条の改正規定、同条を同規則第15条とし、同規則第10条の次に4条を加える改正規定、同規則様式第7号の改正規定(「第11条」を「第15条」に改める部分に限る。)及び同規則様式第6号の次に5様式を加える改正規定(様式第11号に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年10月22日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成 24 年 7 月 6 日規則第 39 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 11 条の規定は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

（表面）

自販機図書类等販売開始届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... ㊟

電話（ ） - 番

自動販売機の設置場所		
収納する図書類又はがん具類等の種類		
自動販売機の所有者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機の設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機の型式及び製造番号		
販売開始年月日		年 月 日

(裏面)

自動販売機の設置場所付近の見取図	
※ 届 出 番 号	
備 考	

- 備考 1 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
- 2 ※のある欄は、記入しないでください。
- 3 次の書類を添付してください。
- (1) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書

様式第3号（第6条関係）

自販機図書類等販売廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
㊟

.....
電話（ ） ー 番
.....

販売開始届出年月日	年 月 日
届出番号	
自動販売機の設置場所	
販売廃止年月日	年 月 日
備 考	

様式第4号（第6条関係）

（表面）

自販機図書類等販売開始届出事項変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... ㊟

電話（ ） - 番

販売開始届出年月日		年 月 日	
届出番号			
事項		変更前	変更後
自動販売機の設置場所			
収納する図書類又はがん具類等の種類			
自動販売機の所有者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機の設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機の型式及び製造番号			

(裏面)

自動販売機の設置場所付近の見取図	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
備考		

- 備考
- 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を記入してください。
 - 2 届出者の氏名又は住所に変更があった場合には、変更後の内容が記載された次の書類を添付してください。
 - (1) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
 - 3 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

様式第5号（第7条関係）

自販機 図書類等 販売届出済票		
届 出 番 号		
届 出 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	
自動販売機 管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	
自動販売機の型式及び製造番号		

15センチメートル

10
センチ
メー
トル

様式第6号（第9条関係）

当店は、青少年愛護条例により青少年を立ち入らせてはならない場所として指定されましたので、18歳未満の青少年の方の立入りは、堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。

様式第6号の2（第9条の2関係）

当店は、青少年愛護条例により深夜において青少年を立ち入らせてはならない場所に該当しますので、午後11時から翌日午前5時までの間は、18歳未満の青少年の方の入店を堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。

様式第7号から様式第10号まで 削除

様式第11号（第13条関係）

フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書

年 月 日

様

申出者 住 所.....
氏 名.....
電 話（ ） - 番.....

私は、青少年愛護条例第24条の4第2項の規定により、下記の理由があるのでフィルタリング・サービスを利用しない旨を申し出ます。

記

理由

様式第12号 (第15条関係)

(表面)

No. _____	
立 入 調 査 証 明 書	
下記の者は、青少年愛護条例第28条第1項の規定により、同項第 号から 第 号までに規定する場所の立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 30px; position: absolute; top: -10px; right: -10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>	記
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	発行年月日 年 月 日
	兵 庫 県 知 事
	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

8.8 センチメートル

5.8
センチメートル

(裏面)

青少年愛護条例抜粋

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
 - (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
 - (3) 第13条の広告物を掲示している場所
 - (4) 質屋又は古物商の営業の場所
 - (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
 - (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
 - (7) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
 - (8) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所
- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第30条

- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者

兵庫県青少年愛護審議会規則

(昭和 38 年兵庫県規則第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、兵庫県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第10条の規定による推奨に関すること。
- (2) 条例第11条第 1 項又は第 6 項の規定による指定又はその取消しに関すること。
- (3) 条例第11条第 3 項の規定による指定に関すること。
- (4) 条例第12条第 1 項の規定による指定に関すること。
- (5) 条例第12条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による規則の制定に関すること。
- (6) 条例第12条第 2 項第 4 号の規定による指定に関すること。
- (7) 条例第12条第 4 項の規定による指定に関すること。
- (8) 条例第12条第 5 項第 1 号の規定による規則の制定に関すること。
- (9) 条例第12条の 2 第 1 項の規定による規則の制定に関すること。
- (10) 条例第12条の 2 第 2 項の規定による命令に関すること。
- (11) 条例第12条の 5 第 3 項第 7 号の規定による規則の制定に関すること。
- (12) 条例第13条の規定による命令に関すること。
- (13) 条例第15条第 1 項又は第 4 項の規定による指定又はその取消しに関すること。
- (14) 条例第22条第 1 項第 6 号の規定による指定に関すること。
- (15) 条例第24条の 3 第 1 項の規定による規則の制定に関すること。
- (16) 条例第24条の 3 第 2 項の規定による勧告に関すること。
- (17) 条例第24条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定による規則の制定に関すること。
- (18) 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）第12条第 1 項第 4 号の規定による指定に関すること。
- (19) 条例第24条の 4 第 6 項の規定による勧告に関すること。
- (20) 条例第27条の規定による勧告に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 県議会の議員
 - (3) 兵庫県社会福祉審議会の委員
 - (4) 関係業界を代表する者
- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、次の部会を置く。

(1) 政策部会

(2) 愛護部会

- 2 政策部会は、第2条第1項に規定する事項を分掌する。
- 3 愛護部会は、第2条第2項各号に掲げる事項を分掌する。
- 4 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 5 部会に、部会長を置く。
- 6 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 7 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。
- 8 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について委員を助ける。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 兵庫県青少年愛護審議会規則(昭和33年兵庫県規則第51号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定により任命され、又は委嘱されている兵庫県青少年愛護審議会の委員又は幹事は、この規則の相当規定により任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において委員の任期は、旧規則により任命され、又は委嘱された日から起算する。

附 則 (昭和42年11月24日規則第67号)

この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月25日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 19 日規則第 89 号）

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 22 日規則第 75 号）

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。ただし、兵庫県青少年愛護審議会規則第 2 条第 2 項の改正規定（同項第 15 号の次に 5 号を加える部分に限る。）は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 22 日規則第 44 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

兵庫県青少年愛護審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県青少年愛護審議会規則（昭和38年兵庫県規則第24号）（以下「規則」という。）第10条の規定により、兵庫県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会議は、公開する。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録等)

第4条 会議を開いたときは、議事録及び議事要旨を作成する。

- 2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、議事録及び会議資料又は議事要旨は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(委員以外の出席)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合であっても、あらかじめ会長又は部会長の許可を受けたときは、会議において、文書又は代理者の出席により、その意見を述べ、又は議決に加わることができる。

- 2 前項の規定により、会議においてその意見を述べ、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(部会の議決をもって審議会の議決とする事項)

第7条 規則第8条第8項の規定により、規則第2条第2項に規定する事項に関する部会の調査審議のうち、あらかじめ会長の同意を得たものに関する部会の議決は、審議会の議決とする。

- 2 前項の部会の議決を行ったときは、部会長は、これを審議会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 全体の企画調整については、審議会でも検討するほか、必要に応じて、会長、部会長等による会議を開催することができる。

附 則

この規程は、平成16年2月12日から施行する。